

議案第130号

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例

ひたちなか市手数料条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部を次のように改める。

2 戸籍	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項並びに第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付(同法第10条の2第2項の規定に基づく戸籍証明書の交付を除く。)	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書交付手数料	1通につき 450円
	(2) 戸籍法第10条第1項並びに第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料	証明事項1件につき 350円
	(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

	<p>発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
(4)	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項並びに第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付（同法第12条の2において準用する同法第10条の2第2項の規定に基づく除籍証明書の交付を除く。）</p>	<p>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書交付手数料</p>	<p>1通につき 750円</p>
(5)	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項並びに第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
(6)	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>

	く。)		
	<p>(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付,同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>届出若しくは申請の受理の証明書,届書その他市長の受理した書類の記載事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書交付手数料</p>	<p>1通につき350円(婚姻,離婚,養子縁組,養子離縁又は認知の届出の受理について,請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)で定める様式による上質紙を用いる場合には,1,400円)</p>
	<p>(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>届書その他市長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p>

付 則

この条例は, 令和6年3月1日から施行する。

旧				新				備考
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)				
区分	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
略	略	略	略	略	略	略	略	
2 戸籍	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項並びに第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面交付手数料	1通につき 450円	2 戸籍	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項並びに第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付(同法第10条の2第2項の規定に基づく戸籍証明書の交付を除く。)	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書交付手数料	1通につき 450円	
	(2) 略	略	略		(2) 略	略	略	
					(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円	

旧			新			備考	
				係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
(3)	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項並びに第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面	1通につき 750円	(4)	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項並びに第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付(同法第12条の2において準用する同法第10条の2第2項の規定に基づく除籍証明書の交付を除く。)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書交付手数料	1通につき 750円
(4)	略	略	略	(5)	略	略	略
				(6)	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電	除籍電子証明書提供用識別符号	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき

旧			新			備考
				<p>子証明書提供用識別符号の発行手数料 発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	700円	
<p>(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の</p>	<p>届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他の書類の記載事項の証明書交付手数料</p>	<p>1通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）で定める様式によ</p>	<p>(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の</p>	<p>届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他の書類の記載事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書交付手</p>	<p>1通につき 350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）で定める様式による上質</p>	

旧				新				備考
	規定に基づく届書その他の書類に記載した事項の証明書の交付		る上質紙を用いる場合にあっては1,400円		規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	数料	紙を用いる場合にあっては、1,400円)	
	(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他の書類の閲覧	届書その他の書類の閲覧手数料	書類1件につき 350円	(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	届書その他市長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料		書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円	
略	略	略	略	略	略	略	略	